ヲ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術　27,311点
（生活療養を受ける場合にあっては、27,240点）
ワ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）　9,850点
（生活療養を受ける場合にあっては、9,779点）
カ　Ｋ６１７　下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術　12,371点
（生活療養を受ける場合にあっては、12,300点）
ヨ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（15歳未満に限る。）　29,093点
（生活療養を受ける場合にあっては、29,022点）
タ　Ｋ６３３　ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。）　24,805点
（生活療養を受ける場合にあっては、24,734点）
レ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）(15歳未満に限る。)　56,183点
（生活療養を受ける場合にあっては、56,112点）
ソ　Ｋ６３４　腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）(15歳以上に限る。)　51,480点
（生活療養を受ける場合にあっては、51,409点）
ツ　Ｋ７２１　内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満　14,661点
（生活療養を受ける場合にあっては、14,590点）
ネ　Ｋ７２１　内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上　18,932点
（生活療養を受ける場合にあっては、18,861点）
ナ　Ｋ７４３　痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法(四段階注射法によるもの)　13,410点
（生活療養を受ける場合にあっては、13,339点）
ラ　Ｋ８６７　子宮頸部（腟部）切除術　18,400点
（生活療養を受ける場合にあっては、18,329点）
ム　Ｋ８７３　子宮鏡下子宮筋腫摘出術　35,524点
（生活療養を受ける場合にあっては、35,453点）

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。)は短期滞在手術等基本料１を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日の翌日までに退院した場合に限る。)は短期滞在手術等基本料２を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

２　保険医療機関（診療所を除く。)において、当該手術を行った場合（入院した日から起算して５日までの期間に限る。)は、短期滞在手術等基本料３を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して７日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。

３　第２章第３部検査、第４部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料１に含まれるものとする。

イ　尿中一般物質定性半定量検査

ロ　血液形態・機能検査
末梢血液像（自動機械法)、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ　出血・凝固検査
出血時間、プロトロンビン時間（ＰＴ)、全血凝固時間及び活性化部分トロンボプラスチン時間（ＡＰＴＴ）

ニ　血液化学検査
総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ＡＬＰ)、コリンエステラーゼ（ChE)、γ―グルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（ＬＤ)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（ＬＡＰ)、クレアチンキナーゼ（ＣＫ)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、リン脂質、遊離脂肪酸、ＨＤＬ―コレステロール、ＬＤＬ―コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸､総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ)、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）及びイオン化カルシウム

ホ　感染症免疫学的検査
梅毒血清反応（ＳＴＳ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）半定量、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定量、抗ストレプトキナーゼ（ＡＳＫ）定性、抗ストレプトキナーゼ（ＡＳＫ）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、ＨＩＶ―１抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液)、ヘモフィルス・インフルエンザｂ型（Hib）抗原定性（尿・髄液)、単純ヘルペスウイルス抗原定性、ＲＳウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

ヘ　肝炎ウイルス関連検査
HBs抗原定性・半定量及びＨＣＶ抗体定性・定量

ト　血漿蛋白免疫学的検査
Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）定性及びC反応性蛋白（ＣＲＰ）

チ　心電図検査
区分番号Ｄ２０８の１に掲げるもの

リ　写真診断
区分番号Ｅ００１の１に掲げるもの

ヌ　撮影
区分番号Ｅ００２の１に掲げるもの

ル　麻酔管理料(Ⅰ)
区分番号Ｌ００９に掲げるもの

ヲ　麻酔管理料(Ⅱ)
区分番号Ｌ０１０に掲げるもの

４　第１章基本診療料並びに第２章第３部検査、第４部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料２に含まれるものとする。

イ　入院基本料

ロ　入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。）

ハ　注３のイからヲまでに掲げるもの

５　第１章基本診療料及び第２章特掲診療料に掲げるものは、短期滞在手術等基本料３に含まれるものとする。